

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年3月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000454号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000126号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和60年10月1日から同年12月1日まで
② 平成4年6月21日から同年7月1日まで

B社から系列会社のA社に配属され、昭和60年10月1日から同社に勤務していたにもかかわらず、請求期間①が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、平成4年7月1日までA社に勤務していたにもかかわらず、請求期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社において、昭和60年12月1日に被保険者資格を取得し、平成4年6月20日に離職しており、請求者の同社における厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先の判明した12人に照会したところ、6人から回答があったものの、請求者の同社における入社年月日及び退職年月日を記憶する者はおらず、請求者の請求期間①及び②に係る勤務を確認できない。

さらに、A社の請求期間①当時の事業主は、請求者のことは記憶しているものの、請求期間①当時の資料はなく、同社への入社時期及び請求期間①に係る厚生年金保険料を控除したか否かについても不明である旨陳述しており、請求期間②当時の事業主は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①及び②に係る勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、請求者は、B社から系列会社のA社に配属された旨主張しているところ、請求期間①当時の事業主は、B社とA社は系列関係ではない旨陳述している上、上記回答のあった6人もB社という事業所は知らない旨回答している。

また、B社の事業主は既に亡くなっている上、オンライン記録において、同社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、資格喪失年月日が請求者と同日で連絡先が判明した4人に照会したところ、3人から回答があったものの、同社がA社と系列関係にあることをうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求者も給与明細書等の資料を保有しておらず、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情がない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。